

事案発生日	令和6年10月30日	
事業者名	宗像市	
船名	しおかぜ	
発出日	令和7年3月10日	
法令違反等の概要	<p>令和6年10月30日に、宗像市の経営する一般旅客定期航路事業において運航する旅客船「しおかぜ」が、福岡県宗像市神湊港にて着岸作業中、陸上作業員が負傷する事故が発生しました。これを受けて、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、作業基準に定めた手順に沿った着岸作業が実施されていない等の安全管理規程違反が確認されました。</p>	
警告の内容	<p>令和7年4月9日までに以下の是正措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全統括管理者は、海上運送法第19条の2の3及び安全管理規程第57条に基づき、安全統括管理者及び運航管理者に係る情報等の輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表すること。 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。 船長は、安全管理規程第35条及び作業基準第14条に基づき、作業基準に定めるところにより、乗下船作業を実施すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、運航管理員や陸上作業員等に対し、安全管理規程(作業基準等を含む。)、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施するとともに、運航管理者は、同規程第54条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、年1回以上、事故処理に関する実践的な訓練を実施すること。 	
	当該警告により付された違反点数	10点
	当該事業者が付された累積違反点数	10点